

表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程はこの法人が行う表彰に関する基準を定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 この規程に基づく表彰の種類は次の各号とする。

(1) 役員表彰

通算20年以上正会員として作業療法業務に携わり、この法人の発展に顕著な功績を示し、別に定める推薦要項に基づく役員を合わせて15年以上勤め、かつ50歳以上であるもの。

(2) 功労者表彰

通算10年以上正会員であり、かつ作業療法業務に30年以上携わっているものに対して、別に定める推薦要項に示す作業療法の発展、職能向上に功労があり、他の会員の模範となる者で、将来も継続してその業務を遂行し得るもの。

(3) 特別表彰

前項に該当しない者の中、賛助会員およびこの法人の発展に著しく寄与したもの。

(表彰の審査)

第3条 表彰に関わる審査は、表彰委員会が行い、理事会の承認を得て決定する。尚、表彰委員会は、国、県及び各種団体表彰候補者推薦に関する選考も行うものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は年1回、定時社員総会にて行う。

2 前項のほか特別必要のある場合は、そのつど行うことができる。

3 第2条の規程に該当し、物故者となったものについては前項の規程に基づき表彰することができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰状に副賞を添えることができる。

(規程の変更)

第6条 この規程は理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1、この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2、平成25年7月6日改定